

生前贈与に関する税制

おしどり贈与

- 夫→妻、妻→夫へマイホーム購入資金として2000万円まで非課税。
- マイホーム購入した後不動産そのものを2000万円分贈与してもOK

教育資金一括贈与

- 親、祖父母から30歳未満の子、孫へ教育資金として1人1500万円まで非課税。30歳時点での使い残しには贈与税。
- そもそも教育資金の実費負担は非課税なので事前に一括してできるだけ。
- 贈与者が死亡しても原則として相続税の対象外。

2023改正！

結婚子育て資金贈与

2023改正！

- 親、祖父母から18歳以上50歳未満の子、孫へ結婚・子育て資金として1人1000万円まで非課税。50歳時点での使い残しには贈与税。
- 贈与者が死んだ時の余りが相続税の対象となるためあまり相続税対策とはならない。

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-6455-4187

<https://toeitax.co.jp/>

2025/02月号

結婚子育て贈与の延長はただのパフォーマンス

2年延長はするものの…

今月は2025年度税制改正第2弾、生前贈与の特例である結婚子育て資金贈与の延長について解説します。

結婚子育て資金贈与の特例とは、親、祖父母から結婚子育て資金の贈与を受けた場合に通常の110万円の非課税とは別に1,000万円まで贈与税を非課税とする制度で2025/3で終了予定でしたが今回の税制改正で2027/3まで2年間延長されます。

結婚子育て資金の内容は主に結婚式の費用、不妊治療や出産費用、保育料等が該当しますが、面白い（=怪しい）ものとして結婚以後3年間の家賃等もこの特例の対象になっています。これらの費用を親祖父母が負担したとしても非課税になるということですが、皆様の想像どおり上記費用を立て替えてもらう必要性は乏しくほぼ誰も使っていません。

そもそもこの制度は似た制度である教育資金贈与が大流行したことでも金融庁等が味を占め創設されたものですが、

そもそも誰も使っていない

教育資金贈与と異なり内容に需要がないだけでなく教育資金贈与とは大きく異なる欠点が1つあることで、税務上のメリットもなく誰も使っていないです。それは、贈与の直後に贈与した親祖父母に相続が起こった場合の取扱いです。教育資金贈与は財産5億円超の人を除き贈与の直後に相続が起こったとしても贈与した金額は相続税の対象から外れるのですが、結婚子育て贈与の方は相続時点の余りが相続税の対象となってしまいます。そもそも教育資金も結婚子育て資金も基本的に都度実費を親等が負担する分には扶養義務の範囲内で贈与税は非課税です。すなわち、これらの制度は事前に一括して贈与ができ、それが贈与直後に非課税になることだけがメリットですから、それができない結婚子育て贈与など誰も使わないのです。ではなぜ延長したのかと言えば「少子化対策を施した」という実績が欲しい政府のパフォーマンス以外の何物でもないということになります…

今月のコメント

新事務所続き。

新事務所は外苑前や表参道に近いのでセレブなイメージがあり昼食の値段を心配しておりましたが、意外とリーズナブルで美味しいお店が多く、むしろ前の事務所周辺よりもランチを楽しんでいます。大半のランチは今でもダイエットと健康を兼ねたサラダなのですがそのお店もちょうど近くにありランチは大満足しております。

前の事務所に比べ劣る点としては前は帰り道に渋谷周辺のデパートや家電量販店に気軽に寄ることができたのですが、新事務所近辺には大型のデパートや家電量販店がなく気軽に寄ることが出来なくなってしまったことです。特に家電量販店が近くにあると平日日の空いている時間帯を狙って行けば優雅に買い物ができたので意外と重宝していたのですが、そこはやむを得ないですね。

税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp